

昭和六十三年総理府令第一号

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五条の六、第五十一条の十四第一項、第五十五条、第五十一条の十六第一項、第五十一条の十八第一項、第五十五条の二十第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第三項並びに第六十六条第一項並びに核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十三条の七第一項、第十三条の十及び第十三条の十三の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則を次のように定める。

（適用範囲）

第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」といふ。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設（同条第二項の規定により第一種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設設施において行う第二種廃棄物埋設を除く。以下同じ。）の事業について適用する。（定義）

第一条の二 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。

三 「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の中地下に設置された廃棄物埋設地において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。

四 「ビット処分」とは、地上又は地表から深さ七十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第一の上欄に掲げる放

射性物質についての放射能濃度がそれぞれ表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（次のいずれかの方法に限る。）により最終的に処分することをいう。

イ 外周仕切設備を設置した廃棄物埋設地に放射性廃棄物を定置する方法

ロ 外周仕切設備を設置しない廃棄物埋設地に放射性廃棄物を一体的に固型化する方法

イ 「トレーンチ処分」とは、地上又は地表から深さ七十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第二の上欄に掲げる放

射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（前号イ及びロの方

法を除く。）により最終的に処分することをいう。

六 「廃棄体」とは、容器に封入し、又は容器に固型化した放射性廃棄物をいう。

七 「コンクリート等廃棄物」とは、固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。

イ 核燃料物質によつて汚染されたコンクリート

ロ 核燃料物質によつて汚染された金属

ハ その他イ又はロに類するもの

八 「管理区域」とは、廃棄物埋設施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質（空気又は水のうち）に自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定められた濃度を超える又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

九 「周辺監視区域」とは、廃棄物埋設施設及びその周辺の区域（管理区域を除く。）であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量を超えるおそれのないものをいう。

一〇 「埋設保全区域」とは、廃棄物埋設地の保全のために特に管理を必要とする場所であるのをいう。

十一 「放射線業務従事者」とは、廃棄物埋設施設の保全、核燃料物質等の運搬又は廃棄物埋設

の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

十二 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

十三 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十四 「廃止措置対象附属施設」とは、法第五十二条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その後の変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設をいう。

十五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号。第二条第一項第二号ハ及びリにおいて「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第二号に規定する安全機能を有する施設の設計において発生を想定しているものをいう。

十六 「廃棄物埋設施設の位置」

（1）敷地の面積及び形状

（2）敷地内における主要な廃棄物埋設施設の位置

（3）耐震構造

（4）耐津波構造（設置許可基準規則第五条に規定する津波に対し廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

（5）耐震構造

（6）耐震構造

（7）耐震構造

（8）耐震構造

（9）耐震構造

（10）耐震構造

（11）耐震構造

（12）耐震構造

（13）耐震構造

（14）耐震構造

（15）耐震構造

（16）耐震構造

（17）耐震構造

（18）耐震構造

地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能（廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要な場合に限る。）を記載すること。

二 法第五十二条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備に関する安全確保のための設計（以下「安全設計」という。）の基本の方針（安全機能を有する施設及びその安全機能並びにその安全機能を維持すべき期間に関する事項を含む。）

ロ 廃棄物埋設施設の位置

（1）敷地の面積及び形状

（2）敷地内における主要な廃棄物埋設施設の位置

（3）耐震構造

（4）耐震構造

（5）耐震構造

（6）耐震構造

（7）耐震構造

（8）耐震構造

（9）耐震構造

（10）耐震構造

（11）耐震構造

（12）耐震構造

（13）耐震構造

（14）耐震構造

（15）耐震構造

（16）耐震構造

（17）耐震構造

（18）耐震構造

（19）耐震構造

七 変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

八 変更後における廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置(以下「廃棄物埋設施設等」という。)に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

三 廃棄物埋設施設の付近の見取図

四 工事工程表

五 埋設の計画を記載した書類

六 廃棄物埋設施設等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

2 前項の申請書又は同項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施)

第五条 法第五十一条の六第一項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行なわれる事項、当該廃棄物埋設地の位置、構造及び設備に関する事項、それぞれの施設が完成したとき。

二 廃棄物埋設地の附属施設の位置、構造及び設備に関する事項

三 前各号に掲げる事項以外の事項 廃棄物埋設地を土砂等で覆うときその他原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射能量及び区画別放射能量が、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる構造及び設備を有すること。

二 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射能量及び区画別放射能量が、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる構造及び設備を有すること。

三 前各号に掲げる事項以外の事項 廃棄物埋設地の土砂等で覆わされていること。

八 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののが、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる構造及び設備を有すること。

ほか、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる構造及び設備を有すること。

(放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置(以下「放射性廃棄物等」という。)に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる放射能量及び区画別放射能量をそれぞれ超えないこと。

二 ピット処分又はトレーンチ処分に係る廃棄物埋設地については、埋設開始前ににおいて、埋設を行おうとする場所にたまつてある水を排出し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 コンクリート等廃棄物を埋設する場合において、廃棄物埋設地の外に放射性物質が飛散するおそれがあるときは、飛散防止のための措置を講ずること。

四 中深度処分又はピット処分に係る廃棄物埋設地については、埋設時において、その設備(ピット処分に係るものにあつては廃棄物埋設地への雨水、地下水等の浸入防止に関するもの)を含む。)を隨時点検し、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 ピット処分又はトレーンチ処分に係る廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において、当該廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある空隙が残らないよう措置すること。

六 廃棄物埋設地には、爆発性的物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物であつて、当該物質の性質及び量に照らして、その漏えいを防ぐための措置を講ずること。

七 廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出するものを埋設しないこと。

八 埋設が終了したピット処分又はトレーンチ処理された廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しなければならない。

三 前各号に掲げる事項以外の事項 廃棄物埋設地を土砂等で覆わされていること。

(放射性廃棄物等の技術上の基準)

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 中深度処分を行う場合 次のいずれにも該当すること。

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が原子力施設を設置した工場又は事業所において生じたもの(放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第三十三条の二の規定により核燃料物質等とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。)であること。

ハ 当該廃棄体が次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

二 ピット処分又はトレーンチ処分を行う場合 次のいずれにも該当すること。

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が前号イに定めるものであること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であること。

ハ 当該廃棄体に該当するものであること。

二 コンクリート等廃棄物 別記様式第三による申請書

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号、第七号及び第八号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 廃棄体 別記様式第二による申請書

二 コンクリート等廃棄物 別記様式第三による申請書

三 放射性廃棄物を容器に固型化する場合にあつては、固型化材料の品質に関する説明書

四 放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能濃度を測定した方法その他の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五 次条第二項第六号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他の強度を決定した方法に関する説明書

六 次条第二項第七号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

七 廃棄体を埋設する場合にあつては次条第二項第九号、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては同条第三項第四号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

八 放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(放射性廃棄物等の技術上の基準)

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 中深度処分を行う場合 次のいずれにも該当すること。

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が原子力施設を設置した工場又は事業所において生じたもの(放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第三十三条の二の規定により核燃料物質等とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。)であること。

ハ 当該廃棄体が次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

二 ピット処分又はトレーンチ処分を行う場合 次のいずれにも該当すること。

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が前号イに定めるものであること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であること。

ハ 当該廃棄体に該当するものであること。

二 固体状の放射性廃棄物 (前号に掲げるもの)に封入し、又は固型化してあること。

三 放射能濃度が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと。

一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものである。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七インチメートル以上となるものであること。

ロ 容器に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにして、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第十四条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにするこ

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い

一 器に封入すること。

二 器に封入すること。

三 器に封入すること。

四 器に封入すること。

五 器に封入すること。

六 器に封入すること。

七 器に封入すること。

八 器に封入すること。

九 器に封入すること。

一 場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、排気施設により廃棄すること。

四 前号の方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排氣中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排氣監視設備において排氣中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようになること。

五 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

一 当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、当該運搬物の表面における線量当量率を超えるときは、管轄区域内において行う運搬については、適用しない。

二 第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所において運搬することができる。

三 第十九条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる廃棄（事業所において行われる廃棄）

四 第十九条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれら措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に當た

つては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、排気施設により廃棄すること。

四 前号の方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排氣中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排氣監視設備において排氣中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようになること。

五 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

六 放射性廃棄物を封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

七 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

八 放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

七 第五号ハの方法により廃棄する場合は、

八 ロの方法により廃棄することが著しく困

難な大型機械等の放射性廃棄物について放

射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡回させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたこととを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ハ ロに掲げる証明書等を所持する者が防護区域内に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

六 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車すること

八 が特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように点検を行うこと。

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。

イ 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

(2) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

(3) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じて適切な方法により当該施設の周辺を巡回させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

十 廃棄物物理施設を設置した事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 人の侵入を監視するための装置（以下の号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入り制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにする。
ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。
ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 廃棄物埋設施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないようになに、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（第二十二条の二第二項において「情報システムセキユリティ計画」という。）を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行ない、その機能を維持すること。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。
イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区城内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認ができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

八 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるように行うこと。

二 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

本 見張人の詰所に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十八 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行つてゐる見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

二 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ホ 監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十九 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十一 特定核燃料物質の盜取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質の盗取等」という。が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られないことがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡回及び監視に関する詳細な事項

ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行おうおそれがある団体（暴力團を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてることその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

口 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行おうおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1) 防護区域

(2) 見張人の詰所

(3) 監視所

二十四 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

二十五 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第二十二条の六の二 法第五十一条の二十四の三

第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)

六 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等

七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

九 廃止措置の実施体制

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

十二 廃止措置の工程

十三 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第二十二条の六の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。)

十四 廃止措置実施方針の見直し

十五 廃止措置実施方針の認可の申請

十六 廃止措置実施方針の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について認めるときは、これを変更しなければならない。

(廃止措置計画の認可の申請)

十七 廃止措置実施方針の見直し

十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十一 廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書

二十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

四十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

四十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法(中深度処分に係る監視測定設備にあつては、その撤去の方を含む。)

五 核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質等の廃棄)

六 廃止措置の工程

七 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法

八 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十 廃止措置に係る工事作業区域図

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

四十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

一 項の認可を受けようとするとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

二 事業所の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 廃止措置対象附属施設の解体及び撤去の実施状況

四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

五 廃止措置の工程

六 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法

七 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した資料を添付しなければならない。

八 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十 廃止措置に係る工事作業区域図

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

四十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

一 読み替えて準用する法第十二条の六第三項においては、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

二 事業所の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 廃止措置対象附属施設の解体及び撤去の実施状況

四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

五 廃止措置の工程

六 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法

七 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した資料を添付しなければならない。

八 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十 廃止措置に係る工事作業区域図

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

三十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

四十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

二十二条の十三 法第五十二条の二第六項の規定により廃止措置計画について認可を受けた者は、次の各号に掲げる事項について認可を受けたことを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

三 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

七 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

八 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

九 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十一 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十二 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十三 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十五 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十六 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十七 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十八 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

十九 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十一 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十二 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十三 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十五 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十六 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十七 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十八 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

二十九 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

三十 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

三十一 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

三十二 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

三十三 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

三十四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二 事業所の名称及び所在地	三 廃止措置対象附属施設(うち解体の対象となる施設及びその敷地)	四 廃止措置対象附属施設(うち解体の対象となる施設及びその敷地)
五 核燃料物質による汚染の除去	六 核燃料物質等の廃棄	七 廃止措置の工程	八 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法
九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	一 全ての坑道の開鎖が終了していることを明らかにする資料	二 法第五十三条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は図面を添付しなければならない。
三 廃止措置対象附属施設の敷地に係る図面及	四 第十七条第一項第一号又は第二項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書	五 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書	六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
七 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書	八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書	九 廃止措置の実施体制に関する説明書	十 廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書
十一 廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書	十二 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面	十三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。	十四 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限）	第二十二条の十四 法第五十五条の二十六第二項において規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。
（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）	において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者は、第二十二条の八の規定により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）	（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）
（第二十二条の十六 法第五十五条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし法第五十二条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は図面を添付しなければならない。）	法第五十五条の二十六第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
（指定廃棄物埋設区域に關し記録すべき事項）	（指定廃棄物埋設区域に關し記録すべき事項）
（第二十二条の十六の二 法第五十五条の二十八第一項（法第五十五条の二十六第四項において準用する場合を含む。）の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。）	（第二十二条の十六の二 法第五十五条の二十八第一項（法第五十五条の二十六第四項において準用する場合を含む。）の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。）

（危険時の措置）	（危険時の措置）
二 廃棄物埋設施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。	二 廃棄物埋設施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。
一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。	一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
三 廃棄物埋設施設の故障により、限定された区域内からの核燃料物質等の漏出を防止する機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあるとき。	三 廃棄物埋設施設の故障により、限定された区域内からの核燃料物質等の漏出を防止する機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあるとき。
四 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。	四 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十九条第四号の濃度限度を超えたとき。	五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十九条第六号の濃度限度を超えたとき。
六 周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十九条第六号の濃度限度を超えたとき。	六 周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十九条第六号の濃度限度を超えたとき。
七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。	七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。
八 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。	八 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。
九 漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。	九 漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。
十 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。	十 气体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。
十一 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微などき。	十一 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微などき。

（事故故障等の報告）	（事故故障等の報告）
第二十二条の十七 法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、そ	第二十二条の十七 法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、前の各号のいずれかに該当するときは、そ
（報告の徴収）	（報告の徴収）
第二十七条 第二種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第五による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、放射性廃棄物の埋設量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成	第二十七条 第二種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第五による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、放射性廃棄物の埋設量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成

第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して六月を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後過するまでの間、(同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置、火災等により見張り人の電話所が使用できない場合に備えた措置(法第四十三条の二第一項又は第五十七条の二第一項の規定による認可を受けている者に係るものと除く。)及び証明書等の発行(次条に規定する証明書等の発行をいう。)又は業務上知り得る者(同条に規定する業務上知り得る者をいう。)の指定を受けようとする者に関する措置についての規定は、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定は適用しない。

則業に 関する規 定	核燃料物質又 は核燃料物質 によつて汚染 された物の廢 棄物管理の事 業に関する規 則	核燃料物質又 は核燃料物質 によつて汚染 された物の第 二種廃棄物埋 設の事業に関 する規則	核燃料物質の 加工の事業に 関する規則	核燃料物質の 製鍊の事業 に関する規則	核原料物質又 は核燃料物質 の使用等に關 する規則	試験研究の用 に供する原子 炉等の設置、運 転等に關する 規則	第一欄	う。)の指定は、第三条第一項に規定する核物 質防護規定の変更の認可の申請に係る認可又は 認可の拒否の処分があつた日から起算して一年 を経過する日までの間は、それぞれ同表の第四 欄に掲げる規定による措置を講じて行うことと される証明書等の發行又は業務上知り得る者の 指定とみなす。		
						第二欄				
						第三欄				

別記様式第3（第7条関係）

別記様式第5（第27条関係）

2 放射線業務従事者の被量分布（注4）

(2) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の危険のない旨を第二種調製物販賣業者に書面で申し出た者を除く)の放射線被曝歴患者の3ヶ月間の被量分

在「気候の変動と生物多様性に及ぼす影響及び生物多様性の保護方策(種別別)3時間についての討論」、「政府の気候変動対応に含まれる生物多様性の保護方策についての討論」及び「農業生産地域における生物多様性の保護方策についての討論」の3つについての会場別に、及び「農業生産地域における生物多様性の保護方策についての平成度別及び性別について」に

- (1) 「保護の意味」は、保存状態に改められた位置とし、その箇項目に記すこと。
- 抄り口又は跡跡水を保有するが、該当種は年々死滅又は絶滅の状態の生物の死滅が危ぶむ場合は、「絶滅の恐れ」と記述すること。
- 記述する部数は、原有種数と、現存種数とすること。
- 「現存する個体数」の項目用紙は、現存個体数の欄に記入すること。
- D) 会員の回答は、会員として難しく記述すること。
- 5) (1)の記述が行なわれて、現存する個体数が記入された場合は、(2)の記述が行なわれる。

を除く。) を使用した場合は欄を追加して記載すること。
 ② 「被体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
 (i) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 (ii) 200リットルドラム缶に入っていないものに就いては、200リットルドラム缶換算値を記載すること。

④ 20)の「放射線暴露者」は、女子も含むものとすること。
その他の
① 測定を実施していない項目又は設置がない項目等については、「—」記載するか当該欄を削除すること。
② 設置欄が不記した場合は、欄を追加して記載すること。

